

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森（以下「県民ふれあいの森」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 県民ふれあいの森の開園時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く。） 午前8時30分から午後7時まで（ただし、12月15日から翌年の3月14日までの期間にあつては、午前8時30分から午後5時まで）
- (2) オートキャンプ場 午前0時から午後12時まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項各号に定める開園時間を変更することができる。

(休園日)

第3条 県民ふれあいの森の休園日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く。） 次に掲げる日
 - ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後に最も近い休日でない日）
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）
- (2) オートキャンプ場 12月15日から翌年の3月14日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項各号に掲げる日を休園日とせず、又は同項各号に掲げる日以外の日を休園日とすることができる。

(利用の許可の申請)

第4条 森林及び林業に関する知識の習得のための研修（以下「ふれあいの森の研修」という。）を受けようとする者又は県民ふれあいの森の森林スポーツ施設若しくは森林体育館（以下「森林スポーツ施設等」という。）若しくはオートキャンプ場を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者のうち、ふれあいの森の研修を受けようとする者及び森林スポ

ーツ施設等を利用しようとする者は、県民ふれあいの森利用許可申請書（別記様式第1号）を、オートキャンプ場を利用しようとする者は、利用証（兼）領収証（別記様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

（利用の許可）

第5条 知事は、前条第2項の規定により県民ふれあいの森利用許可申請書又は利用証（兼）領収証の提出があった場合において、ふれあいの森の研修の受講又は森林スポーツ施設等の利用の許可をするときは、当該申請者に県民ふれあいの森利用許可書（別記様式第3号）を、オートキャンプ場の利用の許可をするときは、当該申請者に利用証（兼）領収証を交付するものとする。

2 知事は、前項の許可をしないときは、当該申請者に県民ふれあいの森利用不許可通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の基準）

第6条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあいの森の研修の受講並びに森林スポーツ施設等及びオートキャンプ場の利用を許可しないものとする。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 県民ふれあいの森の施設又は附属物をき損するおそれがあると認められるとき。
- （3） その他県民ふれあいの森の管理運営上、支障があると認められるとき。

（利用許可の取消しの申出）

第7条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、県民ふれあいの森利用許可取消申出書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による県民ふれあいの森利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者へ通知するものとする。

（利用の禁止又は制限）

第8条 知事は、県民ふれあいの森の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は県民ふれあいの森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、県民ふれあいの森を保全し、又は、その利用者の危険を防止するため、区域を定めて、県民ふれあいの森の利用を禁止し、又は制限することができる。

（入園の制限）

第9条 知事は、県民ふれあいの森に入園しようとする者又は入園している者が第6条各号のいずれかに該当すると認めるときは、入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第10条 条例第10条の規定により県民ふれあいの森の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第4条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第11条 指定管理者による管理の場合、利用者は、当該指定管理者に県民ふれあいの森に係る利用料金（条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う業務)

第13条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 森林及び林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
- (2) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第14条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な県民ふれあいの森の管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

- (3) 県民ふれあいの森の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他知事が必要と認める基準
(利用料金の承認)

第15条 指定管理者は、条例第10条の5第3項の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(協定書の締結)

第16条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- (2) 第14条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民ふれあいの森の管理運営の適正を期するために必要な事項
(事業報告等の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) ひなもり台県民ふれあいの森管理事業実績報告書（別記様式第8号）
- (2) ひなもり台県民ふれあいの森管理事業収支決算書（別記様式第9号）
- (3) その他知事が必要と認める書類
(原状回復)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、県民ふれあいの森を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第19条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、県民ふれあいの森の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 条例第10条の2第3項の規定により指定管理者を指定した場合において、施行日以後に、改正後の規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則による改正前の規則第2条及び第3条の規定は、平成18年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月28日規則第19号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第26号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第2号の改正規定及び別記様式第8号の改正規定（「トレーラーハウス」を「キャビンD（6人用）」に改める部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和 4 年 2 月 28 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第4条関係）

県民ふれあいの森利用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿
(指定管理者 様)

住 所
申請者
氏 名
(電話番号)
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森を利用したいので、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則第4条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

利用の区分		研 修		森林スポーツ施設		森 林 体 育 館	
利用の目的又は希望する研修の内容							
利 用 人 員	区分	未 学 就 見	小学生	中学生	高校生	その他	計
	利用区分						
	研 修						
	森 林 スポーツ施設						
	森 林 体 育 館						
利 用 日 時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで						
記入上の注意 1 利用の区分欄は、該当するものに○印をしてください。 2 ※印欄は、記入しないでください。							
※受付年月日 年 月 日		※許可年月日 年 月 日		※許可番号			

様式第2号（第4条、第5条関係）

利用証（兼）領収証

年 月 日 ※No.

〒

住所

氏名

様

電話番号

車両No.

利用人数 人 うち 大人 人、子供 人

利用明細

利用年月日			
○宿泊	年 月 日	時 分から	泊 日
○日帰り	年 月 日	時 分まで	
利用サイトNo.			
サ イ ト 利 用 料	キャビンサイト	A ;	円× 棟× 泊 円
		B ;	円× 棟× 泊 円
		C ;	円× 棟× 泊 円
		D ;	円× 棟× 泊 円
	個別サイト		円× サイト× 泊 円
グループサイト	2台用 ;	円× サイト× 泊 円	
	3台用 ;	円× サイト× 泊 円	
キャンピングカーサイト		円× サイト× 泊 円	
広場サイト	大人 ;	円× 泊 円	
	小学生 ;	円× 泊 円	
領収金額		¥	

上記金額正に領収致しました。

年 月 日

宮崎県知事

印

（指定管理者

印）

県民ふれあいの森利用許可書

許可番号
年 月 日

様

宮崎県知事 印
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申込みのあった宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の利用については、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則第5条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の区分	
利用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用の目的又は研修の内容	
許可条件	
備考	

県民ふれあいの森利用不許可通知書

文書番号
年 月 日

様

宮崎県知事 印
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申込みのあった宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の利用については、下記の理由により許可できないので、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則第5条第2項の規定により通知します。

記

不許可の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第7条関係）

県民ふれあいの森利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿
(指定管理者 様)

住 所
氏 名
(電話番号)
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で許可のあった宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の利用を中止したいので、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則第7条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする理由	
備 考	

添付書類

県民ふれあいの森利用許可書の写し

様式第6号（第12条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により申請します。

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

公の施設に関する条例第10条の5第3項の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森のオートキャンプ場の利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用料金の額

区 分	限 度 額 (円)	利用料金 (円)	備 考

(添付資料)

歳入歳出見込書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
 指定管理者 団体名
 代表者氏名

年度における宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の管理事業の実績について、宮崎県県民ふれあいの森管理規則第17条の規定により、次のとおり報告します。

1 勤務体制

2 事業実績

(1) 施設の利用に関する業務

ア 施設の利用許可実績

利用施設名	件数	利用者数(人)	備考

イ 一般来場者の案内等に関する実績

件数	人数	内容	備考

(2) 施設の維持管理及び保全に関する業務

ア 施設の維持管理

(ア) 県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く）

区分	内容	備考

(イ) オートキャンプ場

区 分	内 容	備 考

イ 植栽等維持管理

(ア) 県民ふれあいの森（オートキャンプ場を除く）

区 分	内 容	備 考

(イ) オートキャンプ場

区 分	内 容	備 考

ウ 森林の維持管理

区 分	内 容	備 考

エ 巡回報告

回 数	巡 回 内 容	備 考

※巡回日誌を添付すること

(3) 研修に関する業務

事業名	趣 旨	内 容	開 催 日	参加人数

(4) 広報活動

(5) 利用状況

ア ひなもり台県民ふれあいの森入場者月別集計表

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
県 民 ふ れ あ い の 森 入 場 者 数	県民ふれあいの森 (オートキャンプ場を除く)	体 育 館													
		テ ニ ス ト コ ー ト													
		芝 広 生 場													
		一 来 場 者													
		小 計													
	オートキャンプ場	一 入 場 者													
		利 用 者													
		小 計													
	合 計														
	入 場 台 数	県民ふれあいの森 (オートキャンプ場を除く) 駐車場													
オ キ ャ ン プ 場 (一 般 入 場 者)															
オ キ ャ ン プ 場 (利 用 者)															
合 計															

イ ひなもりオートキャンプ場利用料金実績

単位：千円

区 分	区画数	単価	見積額	収入額	増減	備 考
個 別 サ イ ト						
グループサイト（2台）						
グループサイト（3台）						
キャンピングカーサイト						
広 場 サ イ ト						
キャビンA（6人用）						
キャビンB（4人用）						
キャビンC（3人用）						
キャビンD（6人用）						
施設使用料 小 計						
シ ャ ワ ー						
洗 濯 機						
乾 燥 機						
M T B						
テ ン ト						
機器等使用料 小 計						
合 計						

※売上、利用状況についての詳細な資料を添付すること。

ウ その他

様式第9号（第17条関係）

年度ひなもり台県民ふれあいの森管理事業収支決算書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
指定管理者 団体名
代表者氏名

収 入

単位：円

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
合 計				

※区分の欄には、委託料、利用料収入等を記入すること。

支 出

単位：円

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
合 計				

※区分の欄には、光熱水費、通信運搬費等を記入すること。